

（制動灯）

**第三十九条** 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、制動灯を後面に一個備えればよい。

- 2 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下本条及び次条において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 4 制動灯を緊急制動表示灯（急激な減速時に灯火装置を点滅させる装置をいう。以下同じ。）として使用する場合にあつては、その間、当該制動灯については第二項及び第三項の基準は適用しない。

（制動灯）

**第56条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第39条第2項の告示で定める基準は、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添70「制動灯の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添70「制動灯の技術基準」の規定中2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.3.及び別紙1ただし書は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙2の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第56条（制動灯）

（制動灯）

**第134条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第39条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上）であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。
- 二 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
- 三 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- 四 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 五 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）若しくは補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h（最高速度が80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、2.2m/s<sup>2</sup>以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自

自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

四 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、前 2 号に規定するほか、第 128 条第 3 項第 4 号及び第 5 号の基準に準じたものであること。

五 制動灯は、点滅するものでないこと。

六 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

七 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。

八 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第 4 号に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第 4 号の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第 4 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車を除く。）であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあつては、第 2 号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上 2.1 m 以上となるように取り付けられたものにあつては、第 1 項第 3 号の規定中「上方 15° 」とあるのは「上方 5° 」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右 2 個ずつであり、下側に備える制動灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上 1.5 m 以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上 2.1 m 以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

4 次に掲げる制動灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ

た制動灯

- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

（制動灯）

**第212条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第39条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上）であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。
- 二 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
- 三 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- 四 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 五 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）若しくは補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h（最高速度が80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、2.2m/s<sup>2</sup>以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自

自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

- 三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。
  - 四 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、前 2 号に規定するほか、第 206 条第 3 項第 4 号及び第 5 号の基準に準じたものであること。
  - 五 制動灯は、点滅するものでないこと。
  - 六 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - 七 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
  - 八 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第 4 号に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第 4 号の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第 4 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
  - 九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車を除く。）であつて、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあつては、第 2 号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上 2.1 m 以上となるように取り付けられたものにあつては、第 1 項第 3 号の規定中「上方 15° 」とあるのは「上方 5° 」と読み替えるものとする。
  - イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。
  - ロ 後面の両側に備える制動灯が左右 2 個ずつであり、下側に備える制動灯にあつては、照明部の上縁の高さが地上 1.5 m 以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上 2.1 m 以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
  - ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。
- 4 次に掲げる制動灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ

た制動灯

- 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯